

議事要旨

件 名	令和 8 年度第 1 回品川区公契約審議会		
日 時	令和 8 年 8 月 18 日（火） 13 時 30 分～ 14 時 10 分	場 所	品川区役所本庁舎 5 階 第 5 委員会室
出席委員	藤井会長（学識経験者）・飯野委員（学識経験者）・加藤委員（学識経験者）・ 渡辺委員（事業者団体）・毛塚委員（事業者団体）・馬越委員（労働者団体）・ 小島委員（労働者団体）		
傍 聴 人	4 名		
内 容	審議会【議事】 1. 諮問について ⇒令和 9 年度労働報酬下限額について、諮問書を受領 2. 令和 8 年度における審議スケジュールについて ⇒事務局より説明 3. 当区の状況 ⇒事務局より説明 4. 他区における公契約条例の状況 ・制定状況 ・令和 8 年度の労働報酬下限額 ⇒事務局より説明 ・小島委員より追加資料の配布（CCUS レベル別年収の概要（令和 8 年 4 月改定） ⇒小島委員より説明 5. その他質疑		
主な意見等	○2026 年 3 月に、国交省から CCUS レベル別年収の概要（令和 8 年 4 月改定）が公表された。標準値と目標値の、2 つの基準を設定していて、現在公契約条例を制定している、ほとんどの区のほうで、国が示す基準よりも、未熟練の金額が若干低くなっている。このままでは、国が示すレベルに到達しないと、23 区の中でも、この話が出てきている。関東のレベル 1 の賃金が、標準値で 418 万、目標で 567 万となっている。最低賃金でいうと 418 万という数字を、上回るような公契約条例にしていきたいが、軽作業員の 70% で計算すると、306 万円ということで、ここの金額に到達しない。		

主な意見等	○未熟練の基準は、軽作業員の 70%ではなく、90%ぐらいに、引き上げると、普通作業員の 70%と、大体同じような金額になってくるので、そこまで引き上げるべきか議論したい。 ○公契約条例の対象となる金額で、業務委託契約の 2000 万円以上や、工事の 1 億 8000 万円以上という、金額のハードルについて、考えていくことが必要。例えば、サービス業として、学校の水泳指導等の、部活指導のような小規模な契約も公契約条例の対象としていくべきではという検討が必要。 ○建設業については、現在民間も含めて仕事は多くあるので、どっちかというところ、公共工事についての、受注意欲が、落ちているので、各区不調が多発しており、品川区の工事でも不調が出てきている。もともと申し込みが少ない中で、公契約条例の金額の水準を下げると、もっと工事の申し込みが少なくなる可能性があるため、工事の 1 億 8000 万というのは、いい水準ではないかと思う。
そ の 他	○次回の審議会では、令和 9 年度の労働報酬下限額について、事務局から算出基準の素案をいくつか示し、これについて審議する。

令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 1 時 30 分から

品川区役所 第五委員会室

令和 8 年度 第 1 回 品川区公契約審議会 次 第

1. 諮問について
2. 令和 8 年度における審議スケジュールについて
3. 当区の状況
4. 他区における公契約条例の状況
 - ・ 制定状況
 - ・ 令和 8 年度の労働報酬下限額
5. その他質疑

【配布資料】

- | | |
|------|-------------------------|
| 資料 1 | 委員名簿 |
| 資料 2 | 令和 8 年度公契約審議会 審議スケジュール |
| 資料 3 | 当区における令和 8 年度労働報酬下限額告示等 |
| 資料 4 | 労働環境の整備に関する事項の報告書 |
| 資料 5 | 最低賃金・他区における労働報酬下限額の推移 |
| 資料 6 | 令和 8 年度公契約条例対象案件一覧 |

品企経発第19号
令和8年7月24日

品川区公契約審議会 御中

品川区長 森澤 恭子



諮 問 文

品川区公契約条例第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

令和9年度の労働報酬下限額を算出するための基準を定めるにあたり、貴審議会の意見を求めます。

2 答申を希望する時期

令和8年12月上旬頃

品川区公契約審議会 委員名簿

任期：令和 7 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 3 1 日まで

(順不同・敬称略)

N o .	団 体 等	氏 名	分 野
1	日本大学法学部法律学科 准教授	ふじい なおこ 藤井 直子	学識経験者
2	弁護士 (品川区企業法務相談員)	いいの やすこ 飯野 泰子	学識経験者
3	東京都社会保険労務士会 品川支部 労務監査委員長	かとう たけのり 加藤 丈統	学識経験者
4	品川建設防災協議会 会長	わたなべ たけし 渡辺 毅	事業者団体
5	東京商工会議所 品川支部 交通運輸分科会 副分科会長	けづか ひさえ 毛塚 久恵	事業者団体
6	日本労働組合総連合会東京都連合会 連合東京 品川地区協議会 議長	うまこし ひろあき 馬越 浩明	労働者団体
7	東京土建一般労働組合品川支部 書記次長	こじま つよし 小島 毅	労働者団体

○事務局（品川区）

N o .	役 職	氏 名
1	企画経営部長	くぼ た よしゆき 久保田 善行
2	経理課長	ひろせ しんや 廣瀬 伸也
3	経理課契約係	(庶務)

令和 8 年度品川区公契約審議会 審議スケジュール

令和 8 年	8 月	上旬	
		中旬	
		下旬	8/18 第 1 回審議会（諮問）
	9 月	上旬	東京都最低賃金の公示
		中旬	
		下旬	
	10 月	上旬	・ 10/1 東京都最低賃金の適用 ・ 特別区人事委員会勧告
		中旬	
		下旬	第 2 回審議会
	11 月	上旬	
		中旬	
		下旬	第 3 回審議会（答申）
	12 月	上旬	労働報酬下限額の告示 （工事または製造以外の請負契約、業務委託契約、指定管理協定）
		中旬	
		下旬	
令和 9 年	1 月	上旬	
		中旬	
		下旬	
	2 月	上旬	
		中旬	公共工事設計労務単価の決定
		下旬	
	3 月	上旬	・ 3/1 公共工事設計労務単価の適用 ・ 労働報酬下限額の告示 （工事または製造の請負契約）
		中旬	
		下旬	

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

品川区長 森澤 恭子 様

品川区公契約審議会
会長 藤井 直子

令和 8 年度の労働報酬下限額を算出するための基準について（答申）

令和 7 年 8 月 2 1 日付品企経発第 1 8 - 2 号により、本審議会に対し行われた諮問に対し、下記のとおり答申します。

記

令和 8 年度の労働報酬下限額（令和 8 年 4 月 1 日以後に締結する契約について適用）を算出するための基準については、次の 1 および 2 の内容とすることが適当である。

また、3 のとおり委員の意見を付します。

1 工事または製造の請負契約に係る労働報酬下限額の算出基準

(1) (2)に掲げる者以外の者

令和 8 年度の東京都における公共工事設計労務単価（以下「都設計労務単価」という。）に 90%を乗じて得た額を 1 時間当たりの単価とした額とすること。

なお、「建具工」および「建築ブロック工」2 職種について、都設計労務単価が示されない場合は、それぞれ類似する職種である「内装工」および「石工」の単価を準用し、1 時間当たりの単価を算出すること。

また、当該 2 職種以外の職種について、都設計労務単価が示されない場合は、令和 7 年度における当該職種の都設計労務単価に、令和 8 年度の都設計労務単価の平均変動率を乗じて得た額を基準として、1 時間当たりの単価を算出すること。

(2) 見習い、手元等の労働者および年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者

令和 8 年度の都公共工事設計労務単価のうち「軽作業員」の単価に 70%を乗じて得た額を 1 時間当たりの単価とした額とすること。

2 工事または製造以外の請負契約、業務委託契約および指定管理協定に係る労働報酬下限額の算出基準

次のとおり算出すること。

- (1) 行政職給料表（二）1級16号級の給料月額を162.75で除して得た額を算出する。（※1）
- (2) (1)の額に1.2を乗じて得た額を算出する。（※2）
- (3) (2)の額に1.0676を乗じて得た額を算出する。（※3）

なお、算出の際に適用する行政職給料表（二）については、令和8年4月1日において施行されている最新の給料表とすること。

- ※1 「会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例」第5条第3項に定める勤務1時間当たりの報酬額の算出方法に準じて計算を行う。
- ※2 「会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例」第7条に定める地域手当に相当する報酬額の算出方法に準じて計算を行う。
- ※3 一般事務3類初任給の令和6年度および令和7年度の前年からの変動を踏まえた割合による。

3 委員からの意見

- (1) 労働報酬下限額の算出基準については、職種別労働報酬の検討を含め、社会情勢や他自治体の動向を踏まえ、毎年度必要な見直しを行うことが望ましい。
- (2) 見習い、手元等の労働者に係る労働報酬下限額の算出基準については、就業実態に即した内容となるよう、引き続き検討を行うことが望ましい。
- (3) 公契約条例の適正履行のため、事業者および労働者への制度周知、状況確認等に努められたい。

品川区告示第 626 号

令和 8 年度労働報酬下限額について

令和 8 年度における労働報酬下限額を定めたため、品川区公契約条例（令和 6 年品川区条例第 56 号）第 8 条第 3 項の規定により、以下のとおり告示する。

なお、工事または製造の請負契約に係る労働報酬下限額については、令和 8 年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省および国土交通省より公表され次第、告示する。

令和 7 年 12 月 11 日

品川区長 森澤 恭子



工事または製造以外の請負契約、業務委託契約および指定管理協定

労働報酬下限額

1 時間当たり 1,500 円

品川区告示第 29 号

令和 8 年度労働報酬下限額について

令和 8 年度における労働報酬下限額を定めたため、品川区公契約条例（令和 6 年品川区条例第 56 号）第 8 条第 3 項の規定により、以下のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

品川区長 森澤 恭子



工事または製造の請負契約

1 熟練労働者および一人親方

単位：円（1 時間当たり）

No.	職種	労働報酬下限額	No.	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3, 454	27	普通船員	3, 679
2	普通作業員	3, 038	28	潜水士	5, 929
3	軽作業員	2, 104	29	潜水連絡員	4, 298
4	造園工	3, 117	30	潜水送気員	4, 039
5	法面工	3, 780	31	山林砂防工	3, 657
6	とび工	3, 724	32	軌道工	6, 604
7	石工	3, 724	33	型わく工	3, 713
8	ブロック工	3, 645	34	大工	3, 443
9	電工	3, 859	35	左官	3, 803
10	鉄筋工	3, 803	36	配管工	3, 387
11	鉄骨工	3, 353	37	はつり工	3, 510
12	塗装工	4, 107	38	防水工	4, 298
13	溶接工	4, 287	39	板金工	4, 028
14	運転手（特殊）	3, 499	40	タイル工	3, 128
15	運転手（一般）	2, 880	41	サッシ工	3, 747
16	潜かん工	4, 197	42	屋根ふき工	4, 028
17	潜かん世話役	5, 029	43	内装工	3, 870
18	さく岩工	4, 725	44	ガラス工	3, 758
19	トンネル特殊工	4, 253	45	建具工	3, 870
20	トンネル作業員	3, 612	46	ダクト工	3, 387
21	トンネル世話役	4, 815	47	保温工	3, 218
22	橋りょう特殊工	4, 129	48	建築ブロック工	3, 724
23	橋りょう塗装工	4, 107	49	設備機械工	3, 150
24	橋りょう世話役	4, 725	50	交通誘導警備員 A	2, 307
25	土木一般世話役	3, 870	51	交通誘導警備員 B	2, 104
26	高級船員	4, 467			

2 上記 1 以外の労働者等（見習い、手元等の労働者および年金等受給に伴い口当たり賃金を調整している労働者）

労働報酬下限額

1 時間当たり 1, 637 円



「品川区公契約条例」が 施行されます

8年4月1日以後に締結する契約から適用

「品川区公契約条例」は、入札・契約などの適正化および労働者などの適正な労働環境の整備を推進し、契約の適正履行や良好な品質の確保を図ることなどを目的としています。

この条例により、持続可能な社会の実現、地域経済の活性化、区民の福祉の増進に寄与することを目的としています。

問い合わせ 経理課契約係 ☎5742-6641 Fax5742-6873

区ホームページ問い合わせ
フォームはこちら



区ホームページは
こちら



① 対象となる事業者

区と締結する契約のうち、次に掲げる契約を交わした事業者が対象となります。
※区の契約に関係のない、民間事業者同士の契約には適用されません。

(1) 工事または製造の請負契約

予定価格が1億8,000万円以上のもの

(2) 工事または製造以外の請負契約および業務委託契約

予定価格が2,000万円以上のもので、次に掲げる業務を行うもの

- 施設の総合的な管理業務
- 施設の受付業務
- 施設の清掃業務
- 施設の警備業務(機械警備を除く)
- 学校などの用務業務
- 給食調理業務

(3) 指定管理協定



② 対象となる労働者

- (1) 受注者などに雇用され、もっぱら公契約に係る業務に従事する者
- (2) 受注者などとの契約により、公契約に係る業務を請け負う者

「品川区公契約条例」
によって、事業者は
次のことを守らなければ
いけません！

※下記は一例です。

労働報酬下限額*以上の賃金の支払い

公契約条例の対象となる契約に従事する労働者などに対し、労働報酬下限額以上の額の賃金を支払う必要があります。

*事業者が労働者などへ支払う賃金の下限額となる1時間あたりの額。金額など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

労働者からの申し出に対する対応

労働者などから賃金の支払いに関する申し出や問い合わせがあった場合、誠実に対応するとともに、賃金の額が労働報酬下限額を下回っていたことを確認した時は、速やかに不足分の支払いを行ってください。

※申し出を受けたことを理由として、労働者などの解雇や請負契約の解除、その他不利益な取り扱いをしてはなりません。

報告および立ち入り調査

労働者などから申し出があり、公契約条例の遵守の状況を確認する必要があると認めた場合、区は報告を求め、立ち入りなどの必要な調査を行います。

事業者は、報告の求めおよび立ち入り調査に応じ、協力をしなければなりません。

労働報酬下限額
より少ない…



「品川区公契約条例」によって、
労働者は次のことを
申し出ることができます！

賃金が支払われない、
労働報酬下限額を下回る…

賃金が支払われない、あるいは賃金の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区または事業者にもその事実を申し出ることができます。

該当する場合は申出書*に必要事項を記入し、区または事業者へ提出してください。

*4月1日以降、区ホームページよりダウンロードできます。



見積業者 様

契約件名 ○○清掃業務委託

～この契約は品川区公契約条例が適用されます～

見積業者は、労働報酬下限額以上の賃金の支払いを見込んだ見積書の提出をお願いいたします。

令和8年度労働報酬下限額は

1時間あたり 1,500円 です

※賃金に含まないもの、月給などの時間あたりの計算は、最低賃金と同様の取り扱いとなります。

見積書は、以下の点を踏まえて作成をお願いいたします。

※対象となる労働者の人数、当初見積もりの労務費単価等を見積書の備考欄に記載する等して、積算根拠をお示しください。

- ・対象となる労働者は、専ら公契約に従事している方に限ります。
- ・下請業者・再委託先にも適用されます。
- ・見積書に反映する費用は、労働報酬下限額に係る労務費のみです。
- ・総合評価方式など方法により選定され契約する案件につきましても、労働報酬下限額の適用を労務費に反映した見積書をご提出ください。

その他適用される主な事項

- 労働報酬下限額以上の賃金の支払い
 - 労働環境の整備に関する事項の報告
 - 労働者への周知
- などが必要となります。



品川区公契約条例や労働報酬下限額などの詳細は、品川区ホームページ「契約情報」からご確認ください。

品川区企画経営部経理課契約係

品川区広町 2-1-36 品川区役所本庁舎 6 階
TEL 03-5742-6491 FAX 03-5742-6873

令和8年4月1日から全面的に施行

品川区公契約条例

が施行されます。

この条例は、「公契約」に従事する労働者の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行、公共工事・公共サービスの品質の確保を目的とするものです。

公契約条例の対象となる契約には、**労働報酬下限額**が適用されます

次に掲げる公契約が対象となります。

(1) 予定価格が1億8,000万円以上の工事または製造の請負契約

(2) 予定価格が2,000万円以上の工事または製造以外の請負契約

および業務委託契約のうち、次に掲げる業務を行うもの

・施設の総合的な管理業務 ・施設の受付業務 ・施設の清掃業務

・施設の警備業務(機械警備を除く。) ・学校等の用務業務 ・給食調理業務

(3) 指定管理協定

詳細は品川区ホームページをご覧ください。

品川区公契約条例



お問い合わせ

品川区企画経営部経理課 TEL 03-5742-6641 FAX 03-5742-6873

労働報酬下限額が適用される公契約には、いくつかの約定事項があります。詳細は、品川区ホームページに掲載している「品川区公契約条例の手引き」などをご覧ください。



受注者の方は約定事項をご確認ください！



労働報酬下限額以上の賃金の支払い

公契約条例の対象となる契約に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の額の賃金を支払う必要があります。

下請業者や再委託先などの受注関係者が労働者等に対して支払った賃金の額が労働報酬下限額を下回るときは、その差額に相当する額が支払われるようにする必要があります。



受注関係者との契約締結

受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注者が公契約において遵守すべき約定事項について、受注関係者も遵守することとなるよう契約書等に記載し取り交わす必要があります。



報告書の提出

労働者等に係る労働環境の整備に関する事項の報告書を作成し、区に報告する必要があります。

* 報告様式は、区ホームページをご確認ください。



労働者等への周知

労働者等に次に掲げる事項を周知する必要があります。作業所等の見やすい場所に掲示するか、書面を労働者等に交付します。

1. 労働報酬下限額
2. 公契約条例が適用される労働者等の範囲
3. 労働者等の申出に関する事項、またその申出先（区、受注者等）
4. 労働報酬に係る受注者の連帯責任に関すること
5. 申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと

労働者の方は労働報酬下限額をご確認ください！



適用対象となる労働者等

1. 受注者または受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者
2. 受注者または受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの（いわゆる一人親方）



労働者等の申出

賃金が支払われない場合や賃金の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区または受注者等にその事実を申し出ることができます。

申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

※次に掲げる者は、適用対象となりません。

ア 同居の親族のみを使用する事業または事業所に使用される者および家事使用人、イ 労働基準法第9条の労働者ではない者（ボランティア、役員等）、ウ 最低賃金法第7条の労働者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）、エ 公契約に係る業務に専属で従事していない労働者（従事する業務の内容に、公契約に係る業務と公契約以外の業務が混在している労働者）、オ 公契約に係る業務に直接従事していない労働者（会社役員、経理作業を行う者、材料製造に係る者等）、カ 公契約に係る業務に従事した時間が、1か月当たり30分に満たない者、キ 工事または製造の請負契約における現場代理人、監理技術者、主任技術者

労働環境の整備に関する事項の報告書

品川区長 あて

品川区公契約条例に基づき、下記の契約（協定）の履行にあたり、労働環境の整備に関する事項について報告します。

契約件名（協定名）		契約番号	
-----------	--	------	--

報告者（受注者）

所在地（住所）			
名称			
代表者（役職・氏名）			
担当者		連絡先	

■労働環境の整備に関する事項

- ① 最も低い労働報酬額および当該労働報酬の対象となる職種
※工事または製造の請負契約は別表のとおり

最も低い労働報酬額 1時間あたり	左欄の職種
円	

- ② ①を除く労働環境の整備に関する事項
- ☐以下の1～15の全ての項目について、既に満たしていることを確認しました。
- ☐改善が必要な項目について、「■改善項目」の欄のとおり確認しました。

労働者等に係 る就業規則、雇 用契約等に係 る状況	1. 就業規則を適正に作成し、労働基準監督署に届け出ている。 ※常時10人以上の労働者を使用する使用者のみ
	2. 労働者に対して、就業規則等を周知している。
	3. 労働者に対して、労働条件通知書などの書面により、労働基準法に定める労働条件（労働時間、賃金など）を明示している。

労働者等に係る安全衛生、安全教育、健康管理等に係る状況	4. 採用時および毎年定期的に健康診断を実施している。
	5. 事業場の業種と規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している。（産業医・衛生推進者など）
	6. 労働者に対して、雇い入れたときなどに安全教育を実施している。（建設業などの一部の業種のみ）新たに職務に就くことになった職長などの指導監督者に対しても、安全教育を実施している。
労働者等の労働時間の管理の状況	7. 労働時間、休憩、休日、時間外および休日の労働、年次休暇について、適正な運用および管理を行っている。
	8. 時間外労働および休日の労働について、適正に36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ている。 ※対象外となる場合を除く
	9. 法定三帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）を作成し、適正な期間保存している。
労働者等の労働報酬の支払に係る状況	10. 賃金台帳等から適正な計算により賃金（時間外労働および休日労働などに対する割増賃金を含む。）を支払っている。
	11. 賃金について、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。
条例に定める約定事項に係る状況	12. この契約の業務に従事する労働者等（下請業者や再委託先の労働者、派遣労働者なども含む。）に、労働報酬下限額以上の額の賃金を支払っている。
	13. 条例別表「6労働者等への周知に関する事項」に基づき、周知する事項について掲示または書面の交付を行っている。
	14. 受注関係者（下請業者や再委託先など）との契約において、公契約において遵守すべき約定事項について、受注関係者も遵守することとなるよう誓約書などにより約定している。
労働者等の労働環境に係る法令等の遵守に係る状況	15. 労働保険および社会保険の加入手続を適正に行っている。

■改善項目

項目番号	理由・改善予定など

【別表】 工事または製造の請負契約

(最も低い労働報酬額および当該労働報酬の対象となる職種)

	職種	受注形態 (元請・一次等)	最も低い労働報酬 額 (円/時間)	業者名 所在地
1				業者名
				所在地
2				業者名
				所在地
3				業者名
				所在地
4				業者名
				所在地
5				業者名
				所在地
6				業者名
				所在地
7				業者名
				所在地
8				業者名
				所在地
9				業者名
				所在地
10				業者名
				所在地

- ・ 職種ごとの最も低い労働報酬額について記入
- ・ 公共工事設計労務単価で区分される51職種と「見習い・手元等」について記入
- ・ 雇用形態（日雇い・短期雇用など）は問わず、現場代理人、監理技術者、主任技術者は含まないで記入
- ・ 公共工事設計労務単価に含まれる手当等の合計額を1時間あたりの労働報酬に換算した額を記入
 - （1）時給の場合・・・時給を記入
 - （2）日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間
 - （3）月給の場合・・・(①基本給相当額＋②基準内手当＋③臨時の給与＋④実物給与)
÷1月の所定労働日数÷1日の所定労働時間

最低賃金・他区における労働報酬下限額の推移

令和 8 年 7 月末時点

委託業務関連（工事または製造以外の請負契約、業務委託契約および指定管理協定）

労働報酬下限額（時給・円）	R4	R5	R6	R7	R8	備考
千代田区	1,104	1,129	1,200	1,335	1,465	委託に関して「職種 7 職種＋その他」の区分を設けている。左記は「その他」
港区						
新宿区	1,080	1,202	1,245	1,438	1,573	
文京区				1,295	1,480	
台東区				1,323	1,501	
墨田区			1,210	1,349	1,486	
品川区					1,500	
大田区						
目黒区	1,100	1,110	1,191	1,298	1,496	
世田谷区	1,230	1,230	1,330	1,460	1,610	
渋谷区	1,127	1,172	1,240	1,426	1,601	努力義務
中野区		1,170	1,310	1,380	1,510	
杉並区	1,093	1,138	1,231	1,400	1,500	
豊島区					1,500	
北区		1,147	1,191	1,368	1,496	
荒川区						
足立区	1,094	1,130	1,219	1,350	1,483	指定管理「保育士」の区分あり
江戸川区	1,080	1,120	1,220	1,350	1,480	
【各区平均】（時給・円）	1,113.5	1,154.8	1,235.2	1,367.1	1,512.1	
【各区平均】（上昇率：％）	102.34	103.71	106.96	110.68	110.61	
【各区平均】（対最賃：％）	103.87	103.76	106.21	111.51	118.13	

	R4	R5	R6	R7	R8	備考
最低賃金額（時給・円）	1,072	1,113	1,163	1,226	1,280	（参考）R8 引上目安額54円
対前年上昇額（円）	31	41	50	63		
対前年上昇率（％）	102.98	103.82	104.49	105.42	104.40	

特別区職員給与勧告	R4	R5	R6	R7	R8	備考
公民比較の差額（円）	896	3,722	11,029	14,860		「民間給与－公務員給与」（賞与は別途比較） R1～R3は給与改定見送り、 R4は若年層のみ給与改定実施
公民比較の差（％）	100.24	100.98	102.89	103.80		

工事【熟練工（労働者等・一人親方）】

労働報酬下限額 (労務単価比率%)	R4	R5	R6	R7	R8	備考
千代田区	90	90	90	90	90	R3は前年労務単価を参照
港区						
新宿区	90	90	90	90	90	
文京区				90	90	
台東区				90	90	
墨田区			90	90	90	
品川区					90	
大田区						
目黒区	90	90	90	90	90	
世田谷区	85	85	85	85	85	
渋谷区	90	90	90	90	90	
中野区		90	90	90	90	
杉並区	90	90	90	90	90	
豊島区					90	
北区		90	90	90	90	
荒川区						
足立区	90	90	90	90	90	R7までは前年設計労務単価を参照
江戸川区	90	90	90	90	90	
【各区平均】 (%)	89.4	89.5	89.5	89.6	89.7	

工事【未熟練工（見習い・手元等）】

* 職種はすべて「軽作業員」

労働報酬下限額 (労務単価比率%)	R4	R5	R6	R7	R8	備考
千代田区	-	-	-	-	-	規定なし
港区						
新宿区	70	70	70	70	-	R8より規定なし
文京区				70	70	
台東区				70	75	
墨田区			70	70	70	
品川区					70	
大田区						
目黒区	70	70	70	70	70	
世田谷区	70	70	70	70	80	
渋谷区	*	*	70	70	70	R4、R5：委託と同じ
中野区		70	70	70	70	
杉並区	*	70	70	70	70	R4：1,275円
豊島区					70	
北区		70	70	70	70	
荒川区						
足立区	70	71	72	73.4	70	R7までは前年設計労務単価を参照
江戸川区	70	70	70	70	70	
【各区平均】 (%)	70.0	70.1	70.2	70.3	71.2	

2 3 区内における公契約条例・規則

(令和 7 年度品川区公契約審議会開催以降追加分)

・ 港区

港区公契約条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

港区公契約条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・ 5

・ 大田区

大田区公契約条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

大田区公契約条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・ 11

・ 荒川区

荒川区公契約条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

荒川区公契約条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・ 19

・ 豊島区

豊島区公契約条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

豊島区公契約条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・ 27

(目的)

第一条 この条例は、港区(以下「区」という。)における公契約に関する基本的事項を定めることにより、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進するとともに、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約区が発注し、締結する請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び区が締結する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)との公の施設の管理に関する協定(以下「指定管理協定」という。)をいう。
- 二 受注者 区と公契約を締結する者をいう。
- 三 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。ただし、受注者が国、地方公共団体その他区長が必要と認める者である公契約を除く。
 - イ 工事又は製造の請負契約のうち予定価格が二百万円を超えるもの
 - ロ 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち予定価格が百万円を超えるものであって、区規則で定めるもの
 - ハ 指定管理協定
- 四 特定受注者 区と特定公契約を締結する者をいう。
- 五 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - イ 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者(次号ハに掲げる者を除く。)
 - ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第三号に規定する労働者派遣事業として、特定受注者又はイに掲げる者に労働者を派遣する者
- 六 特定労働者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 特定受注者又は前号イに掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)
 - ロ 前号ロに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者であって、専ら特定公契約に係る業務に従事するもの
 - ハ 特定受注者又は特定受注関係者との契約により特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの
- 七 労働報酬 特定公契約に係る労務の対価であって、次に掲げるものをいう。
 - イ 前号イ又はロに掲げる者がその雇用する者から得る賃金
 - ロ 前号ハに掲げる者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入

(基本方針)

第三条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- 一 公契約において適正な履行及び良好な品質を確保すること。
- 二 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- 三 談合その他の不正行為を排除すること。
- 四 区内の事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資するよう努めること。
- 五 労働者等の適正な労働条件の確保及び向上その他の労働環境の整備に配慮すること。
- 六 区と受注者との対等な関係に基づき公契約に係る制度を適正に運用すること。

(区の責務)

第四条 区は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

2 区は、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件の確保及び向上その他の労働環境の整備が図られるよう努めなければならない。

(受注者の責務)

第五条 受注者は、公契約を締結する者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、区が講ずる公契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件の確保及び向上その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(区内の事業者の活用)

第六条 受注者は、公契約に係る業務の一部を他の事業者(第二条第六号ハに掲げる者を除く。以下この条において同じ。)に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するよう努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第七条 区は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が、特定労働者等(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第七条に規定する労働者を除く。次条第一項、第十条第一項、第十一条並びに別表三の項及び五の項から八の項までにおいて同じ。)に対し、区長が別に定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。この場合において、労働報酬が時間以外の期間又は出来高制その他の請負制によって定められているときにおける当該労働報酬の換算方法は、区規則で定める。

(労働報酬下限額の決定)

第八条 区長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- 一 第二条第三号イに掲げる特定公契約に係る業務に従事する特定労働者等 農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- 二 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 次に掲げるもの
 - イ 最低賃金法第九条第一項に規定する地域別最低賃金
 - ロ 公共職業安定所が公表する職種別の賃金等に係る統計
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、公的機関が定める労働報酬下限額の決定に資する基準

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第十六条の港区労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定公契約に定める事項)

第九条 区は、特定公契約において、第七条第一項に規定するもののほか、別表に掲げる事項を定めるものとする。

(特定労働者等の申出)

第十条 特定労働者等(特定労働者等であった者を含む。次条、第十二条第一項及び別表六の項から八の項までにおいて同じ。)は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

2 前項の規定により申出を受けた特定受注者は、その旨を速やかに区長に報告しなければならない。

3 第一項の規定により申出を受けた特定受注関係者は、その旨を速やかに当該契約に係る特定受注者に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた特定受注者は、その旨を速やかに区長に報告しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十一条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条第一項の規定による申出があったときは、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入調査)

第十二条 区長は、第十条第一項の規定による申出若しくは同条第二項若しくは第三項後段の規定による報告があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置)

第十三条 区長は、前条第一項の規定による報告及び資料の提出並びに立入調査の結果、特定受注者及び特定受注関係者が第七条第一項又は第九条の規定による特定公契約の定め違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 特定受注者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(特定公契約の解除)

第十四条 区は、次のいずれかに該当する場合は、当該特定公契約を解除することができる。

一 特定受注者又は特定受注関係者が第十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした場合

二 特定受注者が前条第一項の規定による求めに従わなかった場合

三 特定受注者が前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

(公表)

第十五条 区長は、前条各号のいずれかに該当することにより特定公契約の解除をした場合又は特定公契約の契約期間の終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者について同条各号のいずれかに該当していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

(港区労働報酬等審議会)

第十六条 区長の付属機関として、港区労働報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項について、区長に意見を述べるものとする。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員七人以内をもって組織する。

一 学識経験を有する者 三人以内

二 労働者団体関係者 二人以内

三 事業者団体関係者 二人以内

4 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区規則で定める。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項、第八条及び第十六条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第七条、第九条から第十五条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に締結する請負契約及び業務委託契約並びに同日以後の日を地方自治法第二百四十四条の二第五項に規定する期間の始期とする指定管理者の指定に係る指定管理協定について適用する。

(経過措置)

3 令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に第十六条第三項の規定により委嘱される審議会の委員の任期は、同条第四項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

別表(第九条関係)

一 特定公契約に係る労働関係法令の遵守	特定受注者は、第二条第六号イ又はロに掲げる者に係る労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
二 特定公契約に係る契約条件	特定受注者は、第二条第六号ハに掲げる者に業務の一部を請け負わせ、又は委託するとき、その条件を一の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
三 労働報酬に係る特定受注者の連帯責任	特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定労働者等に対し、当該特定受注関係者と連帯して、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払わなければならないこと。
四 労働条件等の区への報告	特定受注者は、区規則で定めるところにより、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
五 特定労働者等への周知	特定受注者は、労働報酬下限額その他の区規則で定める事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。
六 特定労働者等の申出	特定労働者等は、第十条第一項の規定により、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができること。
七 特定労働者等から申出があった場合の報告	特定受注者は、第十条第一項の規定による申出及び同条第三項前段の規定による報告があった場合は、その旨を速やかに区長に報告するとともに、特定受注関係者に同項前段に基づく報告義務を遵守させること。
八 不利益取扱いの禁止	特定受注者は、第十条第一項の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
九 報告及び立入調査への対応	特定受注者は、第十二条第一項の規定による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査に応じなければならないこと。
十 是正措置	特定受注者は、第十三条第一項の規定による区長の是正措置の求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならないこと。
十一 特定公契約の解除等	区は、第十四条各号のいずれかに該当する場合は、当該特定公契約を解除することができ、当該解除により特定受注者又は特定受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。
十二 損害賠償	特定受注者は、第十四条各号のいずれかに該当することにより特定公契約を解除した場合において、これにより区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
十三 特定公契約の解除に係る違約金	区は、第十四条各号のいずれかに該当することにより特定公契約を解除した場合は、特定受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
十四 公表	区は、第十四条各号のいずれかに該当することにより特定公契約を解除した場合又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者について同条各号のいずれかに該当していたことが判明した場合は、その旨を公表することができること。
十五 特定受注関係者と締結する契約	特定受注者は、特定受注者が特定受注関係者と契約を締結するときは、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について、特定受注関係者が当該特定受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、当該契約を締結する特定受注関係者との間で約定しなければならないこと。
十六 継続雇用	特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望するものを雇用するよう努めること。

(趣旨)

第一条 この規則は、港区公契約条例(令和八年港区条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第三条 条例第二条第三号口の区規則で定めるものは、次に掲げる契約とする。

- 一 建物清掃業務に関する契約
- 二 用務業務に関する契約
- 三 庁舎等の設備運転管理業務に関する契約
- 四 自動車運行管理業務に関する契約
- 五 警備、受付及び施設運営業務に関する契約
- 六 高齢者支援に係る業務に関する契約
- 七 障害福祉サービスに係る業務に関する契約
- 八 学童クラブ、保育施設等の運営に係る業務に関する契約
- 九 給食調理業務に関する契約
- 十 情報システムの開発、改修、保守・運用支援等に係る業務に関する契約
- 十一 調査委託、不動産鑑定等に係る業務に関する契約
- 十二 建物設計、道路設計及び工事管理に係る業務に関する契約
- 十三 検査業務に関する契約
- 十四 映像、音声又は文字情報制作に係る業務に関する契約
- 十五 道路貨物運送に係る業務に関する契約
- 十六 道路、公園等の管理業務に関する契約
- 十七 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める契約

(特定公契約に該当することの周知)

第四条 区長は、締結しようとする契約が特定公契約に該当するときは、入札の公告、入札者の指名等の際に、当該契約が特定公契約であることを適切に周知するものとする。

(労働報酬の換算方法)

第五条 条例第七条第二項の規定により区規則で定める換算方法については、最低賃金法施行規則(昭和三十四年労働省令第十六号)第二条の規定を準用する。

(身分証明書)

第六条 条例第十二条第二項の身分を示す証明書は、身分証明書(第一号様式)とする。

(公表)

第七条 条例第十五条の規定による公表は、港区役所前掲示場及び総合支所前掲示場への掲示並びに港区ホームページへの掲載により行うものとする。

2 条例第十五条の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定公契約の件名及び締結の日(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日)
- 二 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 三 特定公契約を解除した場合にあっては、解除をした日及び解除の理由
- 四 特定公契約の契約期間の終了後に特定受注者又は特定受注関係者が条例第十四条各号のいずれかに該当していたことが判明した場合にあっては、その内容
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(審議会)

第八条 条例第十六条第一項に規定する港区労働報酬等審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第九条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席し、かつ、条例第十六条第三項各号に掲げる者がそれぞれ一人以上出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、審議会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

6 審議会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(労働条件等の報告)

第十条 条例別表四の項の規定による報告をしなければならない契約は、特定公契約のうち予定価格が千万円を超えるものとする。

2 条例別表四の項の規定により報告する事項は、次に掲げるものとし、特定受注者は、当該報告事項について、区長が指定する日までに区長に報告するものとする。

- 一 労働報酬下限額の遵守の状況
 - 二 特定労働者等に対する労働報酬下限額の周知の状況
 - 三 特定労働者等の労働環境確保策の実施に関する状況
 - 四 労働関係法令及び約定事項の遵守の状況
 - 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに区長に報告しなければならない。
(特定労働者等への周知)

第十一条 条例別表五の項に規定する区規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 労働報酬下限額
- 二 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲
- 三 条例別表三の項に規定する労働報酬に係る特定受注者の連帯責任に関する事項
- 四 特定労働者等が条例第十条の規定による申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないこと。
(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第五条、第八条及び第九条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

第1号様式（第6条関係）

（表）

第 号	
身分証明書	
所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、港区公契約条例第12条第1項の規定による立入調査等を行う権限を有する者であることを証明する。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
港区長	印

（裏）

港区公契約条例（抜粋）
（報告及び立入調査）
第12条 区長は、第10条第1項の規定による申出若しくは同条第2項若しくは第3項後段の規定による報告があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(目的)

第1条 この条例は、大田区(以下「区」という。)における公契約に関し、基本方針並びに区及び受注者の責務を定め、公契約に係る入札、契約等の適正化及び労働者等の適正な労働環境の整備を推進することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により区の指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)と締結する公の施設の管理に関する協定(以下「指定管理協定」という。)をいう。
- (2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。
- (3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者(次号イに掲げる者を除く。)
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、受注者又はアに掲げる者に次号アに掲げる者を派遣する者
- (4) 労働者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)
 - イ 受注者又は受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの
- (5) 労働報酬 公契約に係る業務の対価で、次に掲げるものをいう。
 - ア 前号アに掲げる者がその雇用する者から得る賃金
 - イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

(基本方針)

第3条 区における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

- (1) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (2) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (3) 区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めること。
- (4) 受注者において労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備をさせること。
- (5) 公契約の適正な履行及び品質の確保を図り、良質な区民サービスの提供に寄与すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第6条 次条から第13条までの規定は、次に掲げる公契約について適用する。

- (1) 工事又は製造の請負契約でその予定価格が1件1億8,000万円以上のももの
- (2) 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が1件2,000万円以上のものであって、規則で定めるもの
- (3) 規則で定める指定管理協定

2 前項の規定は、公契約の受注者が国、地方公共団体その他区長が認める者である場合については、適用しない。

(労働報酬下限額)

第7条 区は、公契約において、受注者及び受注関係者が労働者等(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に規定する労働者を除く。次条第1項において同じ。))に対し、区長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の額の労働報酬(前条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約にあっては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。)を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の算出基準等)

第8条 区長は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を算出するための基準(以下「算出基準」という。)を定めるものとする。

(1) 第6条第1項第1号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

(2) 第6条第1項第2号又は第3号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 最低賃金法第9条第1項の地域別最低賃金、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第19号)第5条第1項第2号に規定する行政職給料表(二)に定める額等

2 区長は、算出基準を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項の大田区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、算出基準に基づき労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(公契約において約定する事項)

- 第9条 区は、公契約において、第7条第1項に規定するもののほか、別表に掲げる事項を定めるものとする。
- (労働者等の申出)
- 第10条 労働者等(労働者等であった者を含む。以下この条及び次条第1項並びに別表4の項及び7の項において同じ。)は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき労働報酬が支払われていない場合又は支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長、受注者又は受注関係者(当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。)に対し、その事実を申し出ることができる。
- (報告及び立入調査)
- 第11条 区長は、前条の規定による申出があったとき又はこの条例の規定に基づき約定する事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告を求め、又はその職員に受注者若しくは受注関係者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により事業所等へ立ち入り、調査又は質問(以下これらを「立入調査」という。)を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (是正の求め)
- 第12条 区長は、前条第1項の報告又は立入調査の結果、受注者又は受注関係者が第7条第1項又は第9条の規定により公契約において約定する事項に違反をしていると認めるときは、受注者又は受注関係者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを求めるものとする。
- (公表)
- 第13条 区長は、別表10の項に定めるところにより、公契約の解除(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。同項において同じ。)をした場合は、その旨を公表することができる。
- 2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該受注者又は受注関係者に対し、当該公表に係る理由を通知し、当該受注者又は受注関係者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。
- (大田区公契約審議会)
- 第14条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の付属機関として、大田区公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、区長の諮問に応じて、労働報酬下限額、算出基準その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。
- 3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。
- (1) 契約、労働環境等に係る識見を有する者 2人以内
- (2) 事業者団体関係者 2人以内
- (3) 労働者団体関係者 2人以内
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (委任)
- 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 付 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第6条から第13条まで及び別表の規定は、令和9年4月1日以後に締結する請負契約及び業務委託契約並びに同日以後の日を地方自治法第244条の2第5項に規定する期間の始期とする指定管理者の指定(この条例の施行の日前に公募が開始されたものを除く。)について適用する。

別表(第9条、第10条、第13条関係)

事項	定める内容
1 労働関係法令の遵守に関する事項	受注者は、第2条第4号アに掲げる者に係る労働環境の整備に関し、労働基準法その他の労働関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 労働者等との契約条件に関する事項	受注者は、第2条第4号イに掲げる者と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、労働基準法その他の労働関係法令の趣旨を尊重した内容としなければならないこと。
3 労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めること。
4 労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払うものとする。
5 区長への報告に関する事項	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働環境の整備に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
6 労働者等への周知に関する事項	受注者は、労働報酬下限額その他規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又はこれらの事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならないこと。

7 不利益取扱いの禁止等に関する事項	受注者及び受注関係者は、第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
8 報告及び立入調査に関する事項	受注者及び受注関係者は、第11条第1項の規定による報告の求め及び立入調査に応じ、協力をしなければならないこと。
9 約定事項の違反の是正等に関する事項	受注者及び受注関係者は、第12条の規定による是正の求めを受けた際は、速やかに是正の措置を講じ、当該措置の内容を区長に報告しなければならないこと。
10 公契約の解除に関する事項	区は、次のいずれかに該当する場合は、当該公契約の解除をすることができること。この場合において、区は、当該公契約の解除により受注者又は受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。 (1) 受注者又は受注関係者が第11条第1項の規定による報告の求めに応じず、又は虚偽の報告を行った場合 (2) 受注者又は受注関係者が立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は立入調査に虚偽の回答を行った場合 (3) 受注者又は受注関係者が第12条の規定による是正の求めに応じず、又は是正の措置の内容について虚偽の報告を行った場合
11 受注者の損害賠償責任に関する事項	受注者は、区が10の項に定めるところにより公契約の解除をした場合において、当該解除により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
12 公契約の解除に係る違約金に関する事項	区は、10の項に定めるところにより公契約の解除をした場合は、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
13 受注者と受注関係者との契約締結に関する事項	受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者が当該受注者の遵守すべき約定事項について遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区公契約条例(令和8年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 条例第6条第1項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる契約とする。ただし、区長が別に定めるものを除く。

- (1) 施設の総合的な管理業務に関する契約
- (2) 施設の受付業務に関する契約
- (3) 施設の清掃業務に関する契約
- (4) 道路又は公園の維持管理に関する契約
- (5) 学校の用務業務に関する契約
- (6) 給食調理業務に関する契約
- (7) 保育所運営業務に関する契約
- (8) 放課後児童育成業務に関する契約

2 条例第6条第1項第3号の規則で定める指定管理協定は、前項に定める契約に準ずるものとする。

(労働報酬の換算方法)

第4条 条例第7条第3項の労働報酬の換算方法は、最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第2条の規定を準用する。

(立入調査に携帯する身分を示す証明書)

第5条 条例第11条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

(審議会の会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部経理管財課において処理する。

(条例別表5の項に定める報告に関する事項)

第10条 受注者は、次に掲げる事項を区長が指定する日までに報告しなければならない。

- (1) 労働者等に係る雇用契約の締結並びに就業規則の作成及び周知に係る状況
- (2) 労働者等の労働報酬の支払に係る状況
- (3) 労働者等の労働時間の管理の状況
- (4) 労働者等の安全衛生の管理の状況
- (5) 条例に定める約定事項の遵守に係る状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 受注者は、前項の報告をした事項に変更があったときは、速やかに区長に報告をするものとする。

(条例別表6の項に定める周知に関する事項)

第11条 条例別表6の項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例に定める約定事項が適用される労働者等の範囲
- (2) 条例第10条の規定による申出に関する事項及びその申出先
- (3) 条例別表4の項に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
- (4) 条例別表7の項に規定する不利益取扱いの禁止等に関する事項

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式

別記様式（第5条関係）

（表）

第 号	
身分証明書	
所 属	
職 名	
氏 名	
上記の者は、大田区公契約条例第11条第1項の規定による立入等を行う権限を有する者であることを証明する。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
大田区長（氏 名）	
印	

（裏）

大田区公契約条例（抜粋） （報告及び立入調査） 第11条 区長は、前条の規定による申出があったとき又はこの条例の規定に基づき約定する事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告を求め、又はその職員に受注者若しくは受注関係者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により事業所等へ立ち入り、調査又は質問（以下これらを「立入調査」という。）を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--

荒川区公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、荒川区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化及び優れた人材を確保することができる労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民の福祉の増進、地域経済の活性化及び持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 区が締結する請負契約、委託契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

(2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

(3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づき、受注者又はアに掲げる者に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(4) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

(5) 労働報酬 公契約に係る業務の対価で、次に掲げるものをいう。ただし、第6条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約にあっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。

ア 前号アに掲げる者がその者を雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

(基本方針)

第3条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

(1) 手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。

(2) 談合その他の不正行為を排除すること。

(3) 労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図ること。

(4) 区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めること。

(5) 適正な履行及び良好な品質を確保すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第6条 次条から第13条までの規定は、公契約のうち次に掲げるものについて適用する。

(1) 工事又は製造の請負契約でその予定価格が1億円以上のもの

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び委託契約のうちその予定価格が1,000万円以上のものであって、荒川区規則（以下「規則」という。）で定めるもの

(3) 指定管理協定（規則で定めるものを除く。）

2 前項の規定は、公契約の受注者が国、地方公共団体その他規則で定める者である場合については、適用しない。

(労働者等の労働報酬)

第7条 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等（最低賃金法第7条の労働者を除く。次条第1項において同じ。）に対し、労働報酬の下限として区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定するものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定等)

第8条 区長は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

(1) 第6条第1項第1号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

(2) 第6条第1項第2号又は第3号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 最低賃金法第9条第1項の地域別最低賃金及び職員の給与に関する条例（昭和33年荒川区条例第4号）第5条第1項第1号イの行政職給料表（二）に定める額

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項の荒川区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(公契約において約定する事項)

第9条 区は、公契約の締結に当たり、第7条第1項に規定する事項のほか、別表に定める事項を約定するものとする。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等（労働者等であった者を含む。以下この条、次条第1項並びに別表4の項及び7の項において同じ。）は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場

合は、区長、受注者及び受注関係者（当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。）に対し、その事実を申し出ることができる。

（報告、調査等）

第11条 区長は、前条の規定による申出があったとき、又は第7条第1項及び第9条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（是正の求め）

第12条 区長は、前条第1項の規定による報告、調査等の結果、受注者又は受注関係者が約定事項に違反をしていると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを求めるものとする。

（公表）

第13条 区長は、別表10の項に定める事由による公契約の解除等（地方自治法第244の2第11項の規定による指定の取消し及び期間を定めた管理の業務の全部又は一部の停止の命令を含む。以下同じ。）をしたとき（当該公契約に係る契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に約定事項の違反が判明したときを含む。）は、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る受注者又は受注関係者に対し、意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えるものとする。

（公契約審議会の設置）

第14条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の附属機関として、荒川区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

（1） 学識経験者 2人以内

（2） 事業者団体関係者 2人以内

（3） 労働者団体関係者 2人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条から第13条まで及び別表の規定は、令和9年4月1日以後に締結する公契約について適用する。

(荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年荒川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。 (1) から (5) まで (略) <u>(6) 荒川区公契約審議会</u> <u>会長である委員 2万2,100円</u> <u>学識経験者である委員 1万9,800円</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) (略)</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) (略)</u> <u>(16) (略)</u> <u>(17) (略)</u> <u>(18) (略)</u> <u>(19) (略)</u> <u>(20) (略)</u> <u>(21) (略)</u> <u>(22) (略)</u> <u>(23) (略)</u> <u>(24) (略)</u> <u>(25) (略)</u> <u>(26) (略)</u>	(報酬の額) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。 (1) から (5) まで (略) <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) (略)</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) (略)</u> <u>(16) (略)</u> <u>(17) (略)</u> <u>(18) (略)</u> <u>(19) (略)</u> <u>(20) (略)</u> <u>(21) (略)</u> <u>(22) (略)</u> <u>(23) (略)</u> <u>(24) (略)</u> <u>(25) (略)</u>

<u>(27)</u> (略)	<u>(26)</u> (略)
<u>(28)</u> (略)	<u>(27)</u> (略)
<u>(29)</u> (略)	<u>(28)</u> (略)

別表（第9条、第10条、第13条関係）

1 労働関係法令の遵守	受注者は、第2条第4号アに掲げる者に係る労働環境の整備に関し、労働基準法その他の労働関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 労働者等との契約条件	受注者は、第2条第4号イに掲げる者と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、労働基準法その他の労働関係法令の趣旨を尊重した内容としなければならないこと。
3 労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めること。
4 労働報酬に係る受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する額を支払うものとする。
5 労働条件等の区への報告	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
6 労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又はこれらの事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならないこと。
7 不利益な取扱いの禁止等	受注者は、第10条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
8 報告、調査等への対応	受注者は、第11条第1項の規定による報告、調査等に応じ、及び協力しなければならないこと。
9 約定事項の違反の是正及び報告	受注者は、第12条の規定による是正の求めを受けたときは、速やかに是正の措置を講じ、当該措置の内容を区長に報告しなければならないこと。

1 0 公契約の解除等	区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、当該公契約の解除等を行うことができるものとし、当該解除等により受注者又は受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。 (1) 第11条第1項の規定による報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 (2) 第12条の規定による求めに応じないとき。 (3) 9の項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
1 1 公契約の解除等に係る損害賠償責任	受注者は、区が10の項に定める事由による公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
1 2 公契約の解除等に係る違約金	区は、10の項に定める事由による公契約の解除等をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
1 3 受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても当該受注者が遵守すべき約定事項について遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。

荒川区公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、荒川区公契約条例（令和8年荒川区条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 条例第6条第1項第2号の荒川区規則（以下「規則」という。）で定めるものは、次に掲げる契約のうち、一会計年度を通じた契約、長期継続契約（荒川区長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年荒川区条例第56号）に基づき、締結された契約をいう。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定に基づき、1年以上の期間にわたり債務負担行為を定めることにより締結した契約とする。

(1) 区の施設（道路、公園を含む。次号及び4号において同じ。）の管理運営業務に関する契約

(2) 区の施設の清掃業務に関する契約

(3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第3項に規定する警備業者（同条第6項に規定する機械警備を営む警備業者を除く。）と締結する警備業務に関する契約

(4) 区の施設の受付業務又は電話交換業務に関する契約

(5) 給食の調理業務に関する契約

(6) 学童クラブ（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）又は放課後子ども教室事業（地域住民の協力を得て、小学校の放課後等に児童が安全に、かつ、安心して活動できる場所を設けるとともに、当該場所における遊び、勉強、スポーツ、文化活動等様々な活動を通して、児童同士の交流及び地域住民との交流を図ることができる事業をいう。）の運営業務に関する契約

(7) 区立学校（荒川区立学校設置条例（昭和39年荒川区条例第7号）第2条の規定により設置された小学校、中学校及び幼稚園をいう。）、区立保育園（荒川区立保育所条例（昭和40年荒川区条例第10号）第2条の規定により設置された保育所をいう。）又は区立こども園（荒川区立こども園条例（平成19年荒川区条例第34号）第2条の規定により設置されたこども園をいう。）における用務業務に関する契約

(8) 車両の運行業務に関する契約

(9) 廃棄物又は資源の収集運搬業務に関する契約

(10) 身体的又は精神的な支援業務に関する契約

2 条例第6条第2項の規則で定める者は、公益社団法人荒川区シルバー人材センターとする。

(労働報酬の換算方法)

第4条 条例第7条第3項の労働報酬の換算方法は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条に規定する換算方法とする。

(立入調査に携帯する身分を示す証明書)

第5条 条例第11条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(公表)

第6条 条例第13条第1項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公契約の件名及び締結日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定日）
- (2) 受注者又は受注関係者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名（受注者又は受注関係者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所）
- (3) 公契約の解除等をした日及びその理由
- (4) 公契約に係る契約期間の終了後に約定事項の違反が判明した場合にあっては、当該違反の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（公契約審議会の会長）

第7条 荒川区公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第8条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、区長が審議회를招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（審議会の庶務）

第9条 審議会の庶務は、総務部経理課において処理する。

（労働条件等の区への報告）

第10条 条例別表5の項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を区長が指定する日までに区長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 労働者等に係る雇用契約の締結及び就業規則の制定等の状況
- (2) 労働者等に係る安全衛生、健康管理等の状況
- (3) 労働者等の労働時間の管理の状況
- (4) 労働者等に対する労働報酬の支払の状況
- (5) 約定事項に係る状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める場合は、受注者は、同項に掲げる事項の全部又は一部の報告を省略することができる。

3 受注者は、条例別表5の項の規定により報告した第1項に掲げる事項に変更があったときは、速やかに区長に報告するものとする。

（労働者等に対する周知）

第11条 条例別表6の項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲
 - (2) 条例第10条の規定による申出に関する事項
 - (3) 条例別表4の項に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
 - (4) 条例別表7の項に規定する不利益な取扱いの禁止等に関する事項
- (委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

（表）

				第	号
身 分 証 明 書					
所属 職 氏名					
上記の者は、荒川区公契約条例第11条第1項の規定による立入検査等の権限を有する者であることを証明する。					
発行日	年	月	日		
有効期限	年	月	日		
				荒川区長	印

（裏）

荒川区公契約条例抜粋	
（報告、調査等）	
第11条 区長は、前条の規定による申出があったとき、又は第7条第1項及び第9条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	

(目的)

第1条 この条例は、豊島区(以下「区」という。))におけるすべての公契約に関し、基本方針及びその他必要な事項を定めることにより、区が発注する公共工事等の品質を確保するとともに、その業務に従事する労働者の賃金引上げやダンピング防止につなげ、労働者等の労働環境確保の実効性を高め、もって区民の福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 区が締結するすべての請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)と締結する公の施設の管理に関する協定(以下「指定管理協定」という。)をいう。

(2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

(3) 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。ただし、受注者が国、地方公共団体その他規則で定める者である公契約を除く。

ア区が発注する工事又は製造の請負契約のうち、予定価格が9,000万円以上のもの

イ区が発注する工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、予定価格が1,000万円以上のものであって、規則で定めるものの指定管理協定

(4) 特定受注者 区と特定公契約を締結する者をいう。

(5) 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者(次号ウに掲げる者を除く。)

イ労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、特定受注者又はアに掲げる者に労働者を派遣する者

(6) 特定労働者等 次に掲げる者をいう。

ア特定受注者又は前号アに掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)

イ前号イに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者であって、専ら特定公契約に係る業務に従事するもの

ウ自らの労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、自ら雇用する者がいないもの

(7) 労働報酬 特定公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア前号ア又はイに該当する者がその雇用する者から得る賃金

イ前号ウに該当する者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入

(基本方針)

第3条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

(1) 適正な履行の確保、良好な品質の確保、適正価格での調達を実現すること。

(2) 手続の透明性の確保、公正な競争を促進すること。

(3) 適正な労働条件の確保、労働環境の整備を促進すること。

(4) 談合その他の不正行為を排除すること。

(5) 区内事業者の受注機会の確保、地域経済の活性化に資すること。

(6) 区と受注者との対等な関係において、公契約制度を適正に運用すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、公契約に係る業務の公共性を認識し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者に適正な賃金を支払うとともに、労働者等の適正な労働条件の確保及び向上を図り、労働環境の整備に努めなければならない。

(区内の事業者の活用)

第6条 受注者は、公契約に係る業務の一部を他の事業者へ請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者へ当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するように努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第7条 区長は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に規定する労働者を除く。次条、第10条及び第11条並びに別表第4号及び第6号から第8号までにおいて同じ。))に対し、区長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定)

第8条 区長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- (2) 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金及びその他公的機関が定める基準
- 2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ第16条に規定する豊島区公契約審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。
(特定公契約に定める事項)
- 第9条 区長は、特定公契約において、第7条第1項に規定するもののほか、別表に掲げる事項を定めるものとする。
(特定労働者等の申出)
- 第10条 特定労働者等(特定労働者等であった者を含む。次条及び第12条並びに別表第7号及び第8号において同じ。)は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。
(不利益取扱いの禁止)
- 第11条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。
(報告及び立入調査)
- 第12条 区長は、第10条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員若しくは区が委託した事業者の従事者をして、当該特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査等をする職員又は区が委託した事業者の従事者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(是正措置)
- 第13条 区長は、前条第1項の規定による報告及び資料の提出並びに立入調査等の結果、特定受注者及び特定受注関係者が第7条第1項又は第9条の規定による特定公契約の定め違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 2 特定受注者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を区長に報告しなければならない。
(特定公契約の解除)
- 第14条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、当該特定公契約を解除(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。以下同じ。)することができる。
 - (1) 特定受注者又は特定受注関係者が第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした場合
 - (2) 特定受注者が前条第1項の規定による求めに応じない場合
 - (3) 特定受注者が前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- 2 区は、前項の規定による特定公契約の解除によって生じた損害について、賠償する責任を負わない。
(公表)
- 第15条 区長は、前条第1項の規定により特定公契約を解除した場合又は特定公契約の契約期間(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る地方自治法第244条の2第5項に規定する期間。以下同じ。)の終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が当該特定公契約の定め違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。
- 2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該特定受注者又は特定受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
(公契約審議会の設置)
- 第16条 区長の附属機関として、豊島区公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、区長に意見を述べるものとする。
 - (1) この条例の施行状況
 - (2) 第8条第1項の規定による労働報酬下限額
 - (3) 第2条第3号の規定による特定公契約の対象となる公契約の範囲
 - (4) その他公契約に関する必要な事項
- 3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。
 - (1) 学識経験を有する者 2人以内
 - (2) 労働者団体関係者 2人以内
 - (3) 事業者団体関係者 2人以内
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)
- 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第8条及び第16条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第7条及び第9条から第15条まで並びに別表の規定は、令和8年5月1日以後に締結する特定公契約について適用する。

(検討)

3 施行日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年豊島区条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表(第9条関係)

(1) 特定公契約に係る労働条件の遵守	特定受注者は、第2条第6号ア又はイに掲げる特定労働者等に係る労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
(2) 特定公契約に係る請負条件	特定受注者は、第2条第6号ウに掲げる特定労働者等に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、その条件について、前号の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
(3) 継続雇用	特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望するものを雇用するよう努めること。
(4) 特定受注者の連帯責任	特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定労働者等に対し、当該特定受注関係者と連帯して、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払うものとする。
(5) 区長への報告	特定受注者は、規則で定めるところにより、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
(6) 特定労働者等への周知	特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。 ア この条例が適用される特定労働者等の範囲 イ 労働報酬下限額 ウ 第4号の規定の内容 エ 第10条の規定による申出をする場合の連絡先 オ 第11条の規定の内容
(7) 特定労働者等の申出	特定労働者等は、第10条の規定により、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができること。
(8) 不利益取扱いの禁止	特定受注者及び特定受注関係者は、第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
(9) 報告及び立入調査への対応	特定受注者及び特定受注関係者は、第12条第1項の規定による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査等に応じなければならないこと。
(10) 是正措置	特定受注者は、第13条第1項の規定による区長の求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、その結果を区長に報告しなければならないこと。
(11) 特定公契約の解除等	区長は、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該特定公契約を解除することができ、区は、当該解除により特定受注者又は特定受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。
(12) 公表	区長は、第15条第1項の規定により、前号の規定により特定公契約を解除した場合又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が第7条第1項若しくは第9条の規定による特定公契約の定めに違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができること。
(13) 損害賠償	特定受注者は、第11号の規定により特定公契約を解除された場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
(14) 特定公契約の解除に係る違約金	区長は、第11号の規定により特定公契約を解除した場合は、特定受注者から違約金を徴収することができること。

(15) 特定受注関係者と締結する契約	特定受注者は、特定受注者が特定受注関係者と特定公契約に係る契約を締結するときは、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について、特定受注関係者が当該特定受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、当該契約を締結する特定受注関係者との間で約定しなければならないこと。
---------------------	---

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区公契約条例(令和7年豊島区条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項の規定に基づき随意契約により契約をする場合であって、契約の相手方が特定の者に限られるものと認めるときに、区と公契約を締結した者

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が認める者

2 条例第2条第3号イの規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 建物清掃に関する契約

(2) 人的警備・受付に関する契約

(3) 設備管理保守(消防設備等)に関する契約

(4) 道路・公園清掃に関する契約

(5) 給食調理に関する契約

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める契約

(労働報酬の換算方法)

第4条 条例第7条第3項の規則で定める方法は、最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第2条の規定を準用する。

(労働条件等の報告)

第5条 条例別表第5号の規定による報告は、次に掲げる事項を区長が指定する日までにに行わなければならない。

(1) 特定労働者等に係る雇用契約の締結の状況

(2) 特定労働者等に対する労働報酬の支払の状況

(3) 特定労働者等の労働時間の管理の状況

(4) 安全衛生の管理の状況

(5) 約定事項の遵守の状況

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに区長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第6条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

(公表)

第7条 条例第15条第1項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特定公契約の件名及び締結の日(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日)

(2) 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(3) 特定公契約を解除した場合にあっては、その日(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日)及びその理由

(4) 特定公契約の契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に、特定受注者又は特定受注関係者が条例第7条第1項又は第9条の規定による特定公契約の定め違反していたことが判明した場合にあっては、当該違反の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(審議会の会長)

第8条 条例第16条に規定する審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び会議)

第9条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第3項の規定により会長の職務を代理する者が定められていないときは、区長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定は、公布の日から施行する。

様式 略

令和 8 年度 品川区公契約条例 対象契約一覧（総価契約・単価契約）

No.	所管課	件名	業者名
1	施設整備課	品川区清掃事務所北品川分室新築工事	小川・加地建設共同企業体
2	施設整備課	品川区清掃事務所北品川分室新築機械設備工事	横河・オオサキ建設共同企業体
3	施設整備課	品川区清掃事務所北品川分室新築電気設備工事	マスミ・中尾建設共同企業体
4	施設整備課	東五反田保育園・児童センター改築工事	立・兼藤建設共同企業
5	施設整備課	東五反田保育園・児童センター改築機械設備工事	大成温・野田建設共同企業体
6	施設整備課	東五反田保育園・児童センター改築電気設備工事	中尾・コスモ建設共同企業体
7	経理課	総合庁舎警備および総合案内業務委託	オーディーエー株式会社品川支店
8	経理課	総合庁舎清掃業務委託	ニッセイファシリティ株式会社品川支店
9	地域活動課	区民活動交流施設窓口受付業務委託	株式会社バックスグループ
10	地域活動課	八潮（地域センター）複合施設管理業務委託	不二興産株式会社品川営業所
11	地域活動課	品川第二地域センター外清掃管理業務委託（単価）	公益社団法人品川区シルバー人材センター
12	地域産業振興課	中小企業センター窓口受付業務委託	不二興産株式会社 品川営業所
13	文化観光戦略課	荏原文化センター外受付業務委託	ビソー工業株式会社品川支店
14	文化観光戦略課	品川歴史館維持管理業務委託	不二興産株式会社品川営業所
15	文化観光戦略課	南大井文化センターおよび大井第一地域センター設備管理・清掃業務委託	東海エンジニアリング株式会社
16	文化観光戦略課	五反田複合施設管理委託	株式会社東急コミュニティー
17	スポーツ推進課	旧東品川清掃作業所暫定活用施設管理運営業務委託	一般社団法人天王洲・キャナルサイド活性化協会
18	スポーツ推進課	戸越台中学校温水プール管理運営委託	ニッセイファシリティ株式会社品川支店
19	スポーツ推進課	八潮学園学校施設開放および温水プール管理運営委託	株式会社フクシ・エンタープライズ
20	スポーツ推進課	品川学園学校施設開放および温水プール管理運営委託	日本美装株式会社品川支店
21	スポーツ推進課	旧荏原第四中学校管理業務委託	高橋工業株式会社 品川支店
22	スポーツ推進課	豊葉の杜学園学校施設開放および温水プール等管理運営委託	ニッセイファシリティ株式会社品川支店
23	スポーツ推進課	学校等施設開放管理業務委託（単価）	公益社団法人品川区シルバー人材センター
24	子ども育成課	八潮子育て支援施設運営等業務委託	株式会社明日香

No.	所管課	件名	業者名
25	子ども育成課	中延児童センター外清掃業務委託	公益社団法人品川区シルバー人材センター
26	保育施設運営課	北品川保育園給食調理業務他代行	富士産業株式会社
27	保育施設運営課	一本橋保育園運営業務委託	H I T O W Aキッズライフ株式会社
28	保育施設運営課	西中延保育園他 3 園給食調理業務他代行	フジ産業株式会社
29	保育施設運営課	品川保育園他 2 園給食調理業務他代行	株式会社NECライベックス
30	保育施設運営課	大井保育園運営業務委託	株式会社アソシエ・インターナショナル
31	保育施設運営課	荏原保育園他 2 園給食調理業務他代行	株式会社レパスト
32	保育施設運営課	平塚保育園他 3 園給食調理業務他代行	株式会社レパスト
33	保育施設運営課	水神保育園他 2 園給食調理業務他代行	株式会社メフォス
34	保育施設運営課	旗の台保育園他 3 園給食調理業務他代行	株式会社メフォス
35	保育施設運営課	大崎保育園他 3 園給食調理業務他代行	株式会社メフォス
36	保育施設運営課	ひがしやつやま保育園運営業務委託	ライクキッズ株式会社
37	保育施設運営課	のびっこ園台場他 1 園給食調理業務他代行	日本国民食株式会社
38	保育施設運営課	西品川保育園他 1 園給食調理業務他代行	株式会社スエヒロ
39	保育施設運営課	八潮北保育園運営業務委託	(福) 品川総合福祉センター (八潮北保育園)
40	保育施設運営課	伊藤保育園他 2 園給食調理業務他代行	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東京支店
41	保育施設運営課	八潮西保育園運営業務委託	株式会社日本保育サービス
42	保育施設運営課	品川区立保育園・幼保一体施設環境整備業務委託	株式会社リンレイサービス
43	保育施設運営課	清水台保育園他 4 園給食調理業務他代行	富士産業株式会社
44	児童相談課	品川区児童相談所警備および受付業務委託	ビゾー工業株式会社品川支店
45	児童相談課	品川区児童相談所一時保護所給食調理業務委託 (単価)	株式会社メフォス
46	高齢者地域支援課	シルバーセンター管理業務委託	公益社団法人品川区シルバー人材センター
47	荏原保健センター	荏原複合施設清掃業務委託	ビゾー工業株式会社品川支店
48	地域交通政策課	放置自転車等撤去・管理返還業務および撤去保管費用徴収事務委託	NCD株式会社パーキングシステム事業部
49	道路課	品川・荏原地区主要区道清掃委託 (単価)	日本ロード・メンテナンス株式会社 品川営業所

No.	所管課	件名	業者名
50	道路課	大井地区主要区道清掃委託（単価）	東京サニテーション株式会社 品川営業所
51	公園課	しながわ区民公園他管理業務委託	株式会社日比谷アメニス品川営業所
52	公園課	東品川公園他管理業務委託	株式会社日比谷アメニス品川営業所
53	公園課	池田山公園他管理業務委託	東急グリーンシステム株式会社東京営業所
54	公園課	不動前緑道他管理業務委託	東急グリーンシステム株式会社東京営業所
55	公園課	戸越公園他管理業務委託	東急グリーンシステム株式会社東京営業所
56	公園課	天王洲公園他管理業務委託	日本体育施設株式会社東京支店
57	公園課	鯨洲運動公園管理業務委託	株式会社日比谷アメニス品川営業所
58	公園課	荏原南公園他管理業務委託	日本パブリックサービス株式会社
59	公園課	公園等便所清掃委託（単価）	株式会社ネクサス 品川支店
60	公園課	東大井公園改修工事	日パブ・西村建設共同企業体
61	公園課	西大井広場公園（北側）改修等工事	東急グリーン・日緑建設共同企業体
62	庶務課	品川区学校・幼稚園用務業務委託（山中小学校他 1 校 1 園）	ヤオキン商事株式会社
63	庶務課	品川区学校用務業務委託（延山小学校他 2 校）	ヤオキン商事株式会社
64	庶務課	品川区学校用務業務委託（京陽小学校他 1 校）	株式会社アスク
65	庶務課	品川区学校・幼稚園用務業務委託（八潮学園他 1 校 1 園）	ヤオキン商事株式会社
66	庶務課	品川区学校用務業務委託（後地小学校他 1 校）	ヤオキン商事株式会社
67	庶務課	品川区学校用務業務委託（荏原第五中学校他 1 校）	株式会社リンレイサービス
68	庶務課	品川区学校用務業務委託（第四日野小学校他 1 校）	株式会社リンレイサービス
69	庶務課	品川区学校用務業務委託（第三日野小学校他 1 校）	株式会社リンレイサービス
70	庶務課	品川区学校用務業務委託（浅間台小学校他 2 校）	株式会社リンレイサービス
71	庶務課	品川区学校用務業務委託（第一日野小学校他 1 校）	株式会社アスク
72	庶務課	品川区学校用務業務委託（大原小学校他 2 校）	株式会社アスク
73	庶務課	品川区学校・幼稚園用務業務委託（大井第一小学校他 1 校 1 園）	株式会社アスク

No.	所管課	件名	業者名
74	庶務課	品川区学校・幼稚園用務業務委託（御殿山小学校他 1 校）	株式会社アスク
75	庶務課	品川区学校用務業務委託（三木小学校他 1 校）	高橋工業株式会社品川支店
76	庶務課	品川区学校用務業務委託（城南第二小学校他 1 校）	高橋工業株式会社品川支店
77	庶務課	品川区学校用務業務委託（立会小学校他 2 校）	高橋工業株式会社品川支店
78	庶務課	品川区学校・幼稚園用務業務委託（豊葉の杜学園他 1 園）	ヤオキン商事株式会社
79	庶務課	鈴ヶ森小学校校舎改築電気設備工事	マスマ・小峯建設共同企業体
80	学務課	第 1 ブロック学校給食調理業務等代行	葉隠勇進株式会社
81	学務課	第 6 ブロック学校給食調理業務等代行	フジ産業株式会社
82	学務課	第 7 ブロック学校給食調理業務等代行	一富士フードサービス株式会社関東支社
83	学務課	第 3 ブロック学校給食調理業務等代行	株式会社 N E C ライベックス
84	学務課	第 4 ブロック学校給食調理業務等代行	株式会社メフォス
85	学務課	第 1 1 ブロック学校給食調理業務等代行	株式会社メフォス
86	学務課	第 9 ブロック学校給食調理業務等代行	株式会社東洋食品
87	学務課	日野学園維持管理業務委託	大星ビル管理株式会社品川事業所
88	学務課	第 1 0 ブロック学校給食調理業務等代行	株式会社ジーエスエフ
89	学務課	第 2 ブロック学校給食調理業務等代行	日本国民食株式会社
90	学務課	第 8 ブロック学校給食調理業務等代行	株式会社スエヒロ
91	学務課	第 5 ブロック学校給食調理業務等代行	株式会社東京天竜
92	学務課	品川学園他施設管理業務委託	不二興産株式会社品川営業所
93	学務課	豊葉の杜学園他施設管理業務委託	大星ビル管理株式会社品川事業所

令和 8 年度 品川区公契約条例 対象契約一覧（指定管理協定）

No.	所管課	施設の名称	施設数	指定管理者	指定期間
1	地域産業振興課	品川産業支援交流施設	1	品川ビジネススクラブ・マグネットスタジオ 共同事業体	R7. 4. 1～R12. 3. 31
2	地域産業振興課	五反田産業文化施設	1	(株)マグネットスタジオ	R6. 5. 1～R11. 3. 31
3	文化観光課	総合区民会館	1	(公財) 品川文化振興事業団	R3. 4. 1～R8. 3. 31
4	文化観光課	荏原平塚総合区民会館	1	(公財) 品川文化振興事業団	R5. 4. 1～R10. 3. 31
5	スポーツ推進課	総合体育館・戸越体育館	2	(公財) 品川区スポーツ協会	R3. 4. 1～R8. 3. 31
6	子ども育成課	大原児童センター	1	(株) 学研ココファン・ナーサリー	R7. 9. 1～R12. 3. 31
7	子ども家庭 支援センター	家庭あんしんセンター	1	(社福) 福栄会	R3. 4. 1～R8. 3. 31
8	保育入園調整課	就学前乳幼児教育施設（ふりすくーる西五反田）	1	(社福) 福栄会	R6. 4. 1～R11. 3. 31
9	障害者支援課	心身障害者福祉会館	1	(社福) 品川総合福祉センター	R6. 4. 1～R11. 3. 31
10	障害者支援課	障害児者総合支援施設	1	(社福) 福栄会	R4. 10. 1～R9. 3. 31
11	障害者支援課	発達障害者支援施設	1	(社福) げんき	R6. 4. 1～R11. 3. 31
12	障害者支援課	知的障害者援護施設（西大井福祉園・西大井つばさの家）	2	(社福) 福栄会	R8. 4. 1～R13. 3. 31
13	障害者支援課	知的障害者援護施設（かがやき園）	1	(社福) 福栄会	R8. 4. 1～R13. 3. 31
14	障害者支援課	知的障害者グループホーム（上大崎つばさの家）	1	(社福) げんき	R6. 4. 1～R11. 3. 31
15	障害者支援課	知的障害者グループホーム（北品川つばさの家）	1	(社福) げんき	R8. 4. 1～R13. 3. 31
16	障害者支援課	知的障害者グループホーム（出石つばさの家）	1	(社福) 長岡福祉協会	R6. 4. 1～R11. 3. 31

No.	所管課	施設の名称	施設数	指定管理者	指定期間
17	障害者支援課	大原児童発達支援センター	1	(株) 学研ココファン・ナーサリー	R7. 9. 1～R12. 3. 31
18	高齢者福祉課	杜松地域密着型多機能ホーム	1	(社福) 奉優会	R6. 12. 1～R11. 11. 30
19	高齢者福祉課	東大井地域密着型多機能ホーム	1	(株) 大起エンゼルヘルプ	R6. 4. 1～R11. 3. 31
20	高齢者福祉課	小山地域密着型多機能ホーム	1	(社福) 新生寿会	R4. 3. 1～R 9. 2. 28
21	高齢者福祉課	大井林町地域密着型多機能ホーム	1	(社福) さくら会	R4. 6. 1～R 9. 5. 31
22	高齢者福祉課	東五反田地域密着型多機能ホーム	1	(社福) 新生寿会	R4. . 5. 1～R9. 4. 30
23	高齢者福祉課	在宅サービスセンター(八潮・大井)	2	(社福) 品川総合福祉センター	R3. 4. 1～R8. 3. 31
24	高齢者福祉課	在宅サービスセンター(中延)	1	(社福) 品川総合福祉センター	R8. 4. 1～R13. 3. 31
25	高齢者福祉課	在宅サービスセンター(大崎)	1	(社福) 福栄会	R3. 4. 1～R8. 3. 31
26	高齢者福祉課	在宅サービスセンター(戸越台・荏原)	2	(社福) 三徳会	R8. 4. 1～R13. 3. 31
27	高齢者福祉課	在宅サービスセンター(小山)	1	(社福) 三徳会	R3. 4. 1～R8. 3. 31
28	高齢者福祉課	在宅サービスセンター(月見橋)	1	(社福) さくら会	R3. 4. 1～R8. 3. 31
29	高齢者福祉課	特別養護老人ホーム(杜松)	1	(社福) 奉優会	R6. 12. 1～R11. 11. 30
30	高齢者福祉課	特別養護老人ホーム(戸越台・荏原)	2	(社福) 三徳会	R8. 4. 1～R13. 3. 31
31	高齢者福祉課	特別養護老人ホーム(中延)	1	(社福) 品川総合福祉センター	R8. 4. 1～R13. 3. 31
32	高齢者福祉課	特別養護老人ホーム(八潮南)	1	(社福) 品川総合福祉センター	R8. 5. 1～R13. 4. 30
33	高齢者福祉課	特別養護老人ホーム(平塚橋)	1	(社福) 三徳会	R3. 5. 1～R8. 4. 30

No.	所管課	施設の名称	施設数	指定管理者	指定期間
34	高齢者福祉課	特別養護老人ホーム（上大崎）	1	（社福）愛生福祉会	R4. 6. 1～R9. 5. 31
35	高齢者福祉課	認知症高齢者グループホーム（大井）	1	（株）ケアサークル恵愛	R7. 8. 1～R12. 7. 31
36	高齢者福祉課	認知症高齢者グループホーム（八潮南）	1	（社福）品川総合福祉センター	R8. 5. 1～R13. 4. 30
37	高齢者地域支援課	高齢者住宅（八潮わかくさ荘・大井倉田わかくさ荘）	2	（社福）品川総合福祉センター	R3. 4. 1～R8. 3. 31
38	高齢者地域支援課	高齢者住宅（東品川わかくさ荘）	1	（社福）福栄会	R3. 4. 1～R8. 3. 31
39	高齢者地域支援課	大井林町高齢者住宅	1	（社福）さくら会	R4. 6. 1～R9. 5. 31
40	高齢者地域支援課	平塚橋高齢者多世代交流支援施設	1	（社福）三徳会	R3. 5. 1～R8. 4. 30
41	高齢者地域支援課	平塚高齢者多世代交流支援施設	1	（社福）福栄会	R6. 3. 1～R11. 2. 28
42	高齢者地域支援課	東品川高齢者多世代交流支援施設	1	（社福）福栄会	R7. 9. 1～R12. 8. 31
43	高齢者地域支援課	大崎高齢者多世代交流支援施設	1	生活協同組合・東京高齢協	R4. 4. 1～R9. 3. 31
44	高齢者地域支援課	北品川高齢者多世代交流支援施設	1	（社福）奉優会	R6. 4. 1～R11. 3. 31
45	健康課	品川健康センター・荏原健康センター	2	住友不動産エスフォルタ(株)・(株)NTTファシリティーズ 共同事業体	R6. 4. 1～R11. 3. 31
46	住宅課	区営住宅〔13団地〕・区民住宅〔6団地〕	19	（株）品川宅建管理センター	R4. 4. 1～R9. 3. 31
47	住宅課	区民住宅（ファミリーユ西五反田西館）	1	（株）東急コミュニティー	R5. 4. 1～R10. 3. 31
48	住宅課	区民住宅（ファミリーユ西五反田東館）	1	（株）東急コミュニティー	R5. 4. 1～R10. 3. 31
49	環境課	品川区立環境学習交流施設 エコルとごし	1	アクティオ（株）	R4. 5. 1～R9. 3. 31
50	地域交通政策課	自転車等駐車場〔23か所〕	23	NCD（株）	R4. 4. 1～R9. 3. 31

No.	所管課	施設の名称	施設数	指定管理者	指定期間
51	品川図書館	区立図書館〔荏原図書館など7か所〕	7	しながわTRC・リディアグループ共同事業体	R5. 4. 1～R10. 3. 31
52	品川図書館	区立図書館〔大井図書館など3か所〕	3	(株) ヴィアックス	R5. 4. 1～R10. 3. 31

CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル2（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル3（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル4（単位：万円） （標準値～目標値）
全 国	395～535以上	444～599以上	472～664以上	572～754以上
北 海 道	363～492以上	408～551以上	434～611以上	526～694以上
東 北	417～565以上	469～632以上	498～701以上	604～797以上
関 東	418～567以上	470～635以上	500～704以上	606～800以上
北 陸	407～552以上	458～618以上	487～686以上	590～779以上
中 部	416～565以上	468～632以上	498～701以上	603～796以上
近 畿	386～524以上	435～587以上	462～651以上	560～739以上
中 国	337～457以上	379～512以上	403～568以上	489～645以上
四 国	362～491以上	408～550以上	433～610以上	525～693以上
九州・沖縄	383～519以上	431～581以上	458～644以上	555～732以上
参考①特殊作業員	416～563以上	468～631以上	490～692以上	603～792以上
参考②普通作業員	350～473以上	393～530以上	412～581以上	506～665以上

＜算出条件＞ ・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録技能者）
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

CCUSレベル別年収 関東ブロック①(令和8年4月改定)

能力評価分野	レベル1 (単位: 万円)		レベル2 (単位: 万円)		レベル3 (単位: 万円)		レベル4 (単位: 万円)	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	393	563以上	454	636以上	500	761以上	588	823以上
橋梁	520	703以上	586	787以上	660	896以上	757	1004以上
造園	387	532以上	416	582以上	435	639以上	528	699以上
コンクリート圧送	441	597以上	496	668以上	520	733以上	639	839以上
防水	492	665以上	554	744以上	624	847以上	716	949以上
トンネル	488	659以上	549	738以上	619	840以上	710	941以上
建設塗装	469	642以上	531	720以上	595	830以上	687	922以上
左官	479	650以上	533	723以上	590	816以上	685	909以上
機械土工	446	604以上	502	676以上	526	742以上	647	849以上
海上起重	456	617以上	511	690以上	535	757以上	658	864以上
PC	480	652以上	534	725以上	591	818以上	687	911以上
鉄筋	453	612以上	509	684以上	574	780以上	658	873以上
圧接	453	612以上	509	684以上	574	780以上	658	873以上
型枠	447	604以上	503	676以上	567	770以上	650	862以上
配管	368	528以上	425	595以上	468	713以上	551	771以上
鳶・土工	442	598以上	498	669以上	561	762以上	643	853以上
切断穿孔	434	587以上	488	658以上	511	721以上	629	826以上
内装仕上工事	472	638以上	531	713以上	598	813以上	686	910以上
サッシ・カーテンウォール	457	618以上	515	691以上	580	787以上	665	882以上
エクステリア	465	631以上	517	702以上	573	792以上	665	882以上
建築板金	490	663以上	552	741以上	622	845以上	713	946以上
外壁仕上	461	632以上	522	708以上	585	816以上	675	906以上
ダクト	370	530以上	427	598以上	470	716以上	553	775以上
保温保冷	362	519以上	418	586以上	460	701以上	542	758以上

- <注>
- ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
 - ・ オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していないが、他地方ブロックの同分野のレベル別年収が参考となると考えられる。
 - ・ CCUSの能力評価基準が未策定の職種の場合やCCUSの能力評価基準が策定済みの職種であっても対応する公共工事設計労務単価の職種が存在しない場合は年収を算定していないが、「特殊作業員」「普通作業員」の年収を参考値として示している。

CCUSレベル別年収 関東ブロック②(令和8年4月改定)

能力評価分野	レベル1 (単位: 万円)		レベル2 (単位: 万円)		レベル3 (単位: 万円)		レベル4 (単位: 万円)	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	452	612以上	507	684以上	531	751以上	652	857以上
冷凍空調	364	522以上	420	589以上	463	705以上	544	762以上
基礎ぐい工事	397	537以上	447	602以上	474	664以上	576	757以上
タイル張り	383	518以上	431	579以上	486	660以上	557	739以上
消火設備	386	554以上	446	625以上	491	748以上	578	809以上
建築大工	420	568以上	473	635以上	533	724以上	611	811以上
ガラス工事	460	622以上	518	695以上	583	792以上	669	887以上
土工	434	587以上	488	658以上	511	721以上	629	826以上
ウレタン断熱	362	519以上	418	586以上	460	701以上	542	758以上
発破・破砕	441	596以上	496	668以上	526	737以上	639	841以上
建築測量	447	604以上	503	676以上	567	770以上	650	862以上
圧入	463	626以上	519	700以上	550	773以上	668	879以上
さく井	434	587以上	488	658以上	511	721以上	629	826以上
解体	430	581以上	483	651以上	512	718以上	623	819以上
計装工事	382	549以上	442	619以上	487	741以上	573	802以上
土質改良	402	543以上	450	608以上	472	667以上	579	761以上
潜函	529	715以上	596	800以上	671	912以上	770	1021以上
住宅建築関連	423	579以上	479	649以上	537	748以上	619	831以上
石材施工	476	655以上	512	716以上	536	786以上	649	860以上
都市トンネル	488	659以上	549	738以上	619	840以上	710	941以上
道路等法面保護工事	440	595以上	496	666以上	558	759以上	641	850以上
斜面防災	391	529以上	440	593以上	467	654以上	567	746以上
参考①特殊作業員	434	587以上	488	658以上	511	721以上	629	826以上
参考②普通作業員	387	523以上	435	586以上	456	643以上	560	736以上
全職種平均	418	567以上	470	635以上	500	704以上	606	800以上

- <注>
- ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
 - ・ オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していないが、他地方ブロックの同分野のレベル別年収が参考となると考えられる。
 - ・ CCUSの能力評価基準が未策定の職種の場合やCCUSの能力評価基準が策定済みの職種であっても対応する公共工事設計労務単価の職種が存在しない場合は年収を算定していないが、「特殊作業員」「普通作業員」の年収を参考値として示している。